

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

譲渡性預金

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	譲渡性預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・1週間以上2年以内で預入日に満期日を指定
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・制限なし
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の相対交渉により決定します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年のものは預金規定に定めた中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1,000万円とし、1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・中間利払日または満期日における預金証書裏面の最終の預金者（譲渡されていないときは、当初の預金者）により異なります。 ① 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ② 法人は総合課税となります。 ③ 非課税法人は全期間の利息について非課税となります。 ④ 金融機関が保有していた期間については源泉徴収不適用です。なお、譲受日の前日までの預金者が個人または法人の場合は、預入日より譲受日の前日までの期間は課税扱いとなり、非課税法人の場合は、その期間は非課税扱いとなります。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	——
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前の解約はできません。
11. 金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
12. リスクに関する事項	・預金保険の対象外となります。

譲渡性預金

このまちの未来をともにつくる



<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120 - 828 - 833）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045 - 211 - 7716）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の預金と異なり、第三者に譲渡ができます。 ・ 満期日以後は利息を付けません。